

魚梁瀬淡水漁業協同組合 内共第 505 号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和 5 年 9 月 1 日 認可

令和 7 年 10 月 1 日 認可

(目的)

第 1 条 この規則は、魚梁瀬淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第505号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ及びあまごに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第 2 条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、ぎじ釣り、えさ釣り、しゃくり釣り、追込網、金突、はえ縄、ひご釣り、しばづけ又はうなぎうえによって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 5 条第 1 項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第 3 条 遊漁者は、前条に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	内共第505号第五種共同漁業権に定められた全区域。ただし、支流西川中通称古事務所を中心に上下流500メートルの区域及び支流東川中雁巻えん堤から上流500メートルの区域を除く。	7 月 1 日から 10月15日まで
	えさ釣り しゃくり釣り 追込網		8 月 1 日から 10 月 15 日 まで 及び12 月 1 日 から 同 月 31 日 まで
	金突		8 月 25 日から 10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 はえ縄 ひご釣り しばづけ うなぎうえ		4 月 1 日から 9 月 30 日 まで

	金突	8月1日から 8月31日まで
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	3月1日から 9月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	ぎじ釣り	内共第505号第五種共同漁業権に定められた区域のうち、支流西川の宝蔵山親水公園から西川測水所までの区域	10月1日から翌年2月末日まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、魚梁瀬淡水漁業協同組合事務所（安芸郡馬路村魚梁瀬10番地8）において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り えさ釣り しゃくり釣り 追込網 金突	1,000円	4,000円
うなぎ	徒手採捕 金突 はえ縄 ひご釣り しばづけ うなぎうえ		
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
肢体不自由者 中学生以下の者 70歳以上の者	無料

- 3 第1項に規定する遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

(遊漁承認証の交付等)

第6条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 組合は、第2条に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。
- 3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。